



東地申第2号

7月10日開催 その2

大崎運輸区における「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」に関する申し入れ

3. 7月1日現在の担務ごとの標準数、担務ごとの現在員数を明らかにすること。

【会社回答】 これまでも必要なデータを示してきたところである。

7月1日現在の「担務ごとの標準数・現在員」について席上で回答を受けた上で議論を行いました!

- 組合 今後の退職者数を明らかにし、エルダー制度を活用すること!!
- 会社 今年度は運転士7名(うち1名はすでに退職)、車掌1名退職される。エルダー制度については、組合の主張を受け止め、状況を見極めて個々に判断している。
- 組合 前回の議論では本体エルダーがゼロであった! 要員不足解消のために活用することも制度の目的の一つである! 制度を活用すること!
- 会社 制度を活用していく。 **大崎運輸区においても制度の目的に則りエルダー制度を活用していくことを確認!!**
- 組合 ライフサイクル深度化制度について、今年度の対象者が7名いる。しかし、要員不足が改善されないのであれば出すべきではないと認識しているが、会社の認識を明らかにすること。
- 会社 要員状況を受け止めて、それらを含めてこれから検討していく。最終的な判断は会社とする。
- 組合 今年ライフサイクル制度で出た人がいるが、一方的だと認識している! 「乗務員区の要員を確保する」という議事録に則った運用を行うこと。
- 会社 乗務員の需給をみながらやっていく。議事録に則り要員の経過をみてバランスをとって判断していく。
- 組合 要員不足である現段階においてライフで出すことはできない!!

要員不足が解消されない限りライフサイクル制度で人を出すべきではない!

- 組合 オリンピック・パラリンピック、9月からのラグビーW杯における山手線輸送を、要員不足の中でどのように対応していくのか明らかにすること。
- 会社 ライフの戻りなどで要員は上向きになる。ラグビーW杯について臨時列車は決まっている。調整中だ。
- 組合 休勤で乗り切るようなことはするべきではない!ラグビーW杯については別途説明を求めていく!
- 組合 育児・介護A適用者とB適用者の人数を明らかにすること。
- 会社 A適用者は車掌13名、運転士2名、B適用者は車掌7名、運転士2名である。育児・介護適用者についても標準数の数に含まれているが、問題意識は持っている。
- 組合 育児・介護A、B勤務を活用している社員が多い職場である! その認識の上にとって、現在員を多く配置し、要員を確保すること!

育児・介護勤務適用者が多い職場であり、その認識の上にとって要員を確保していくことを確認!!

4. 2018年度の超過勤務縮減および休日出勤削減のために講じた対策と今後の超過勤務縮減、休日出勤削減のために講じる対策を具体的に示すこと。

【会社回答】 特定の社員に時間外労働や休日出勤が偏ることがないように、適切な労働時間管理等に努め、業務の平準化に取り組んでいく考えである。なお、引き続き必要な要員については確保していく考えである。

- 組合 年休が十分に付与されていると会社は認識しているのか?
- 会社 時季変更権は行使されない方が良く考えている。年休を最大限付与できるように、新規養成(車掌)・人事異動などで要員を確保していく考えである。